

平成23年度版
平成23年度版

企業立地優遇助成制度ガイドブック

産業振興総室
企業立地推進室

目次

(頁)

雇用維持のために

【補助】 ■雇用維持企業再構築支援補助金	1
----------------------	---

企業進出の推進のために

【融資】 ■企業立地促進資金	2
----------------	---

【補助】 ■企業立地事業補助金	3
-----------------	---

■情報通信関連雇用事業補助金	5
----------------	---

■事務管理部門雇用創出事業補助金	6
------------------	---

【支援】 ■企業立地促進法における支援制度	7
-----------------------	---

人材確保・雇用拡大のために

【補助】 ■働くぞ！頑張る企業を応援する鳥取県正規雇用創出奨励金	9
----------------------------------	---

■地域求職者雇用奨励金	10
-------------	----

大震災の被災企業の操業継続等の支援のために

【補助】 ■大震災被災企業等操業継続支援事業	11
------------------------	----

【補助】雇用維持のための設備投資に補助

【H23年度新規】雇用維持企業再構築支援補助金

1 制度概要

雇用維持及び次世代成長産業への参入に向けた競争力強化を図るため、新たな製品の製造、生産の効率化又は新たな業種への転換のための設備投資を行い、現状の雇用を維持する事業主に対し助成します。

2 補助条件等

○補助対象事業主 ※①又は②に該当し、ケース別の条件を満たすことが必要

- ① 県内に事業所が所在する製造業で現状の雇用を維持するために新製品の開発・製造等又は新たな業種への転換を行うための設備投資を行う事業主
- ② 県内に事業所が所在する製造業が事業の一部又は全部を廃止する場合で、その従業員を引き継いで事業を継続又は新たな事業を行うために設備投資を行う事業主

条 件	雇用維持のための設備投資（ケース別）			
	①自ら行う場合		②他社による場合	
	大 企 業	中 小 企 業	大 企 業	中 小 企 業
設備投資計画(新事業計画)について知事の事前承認	○	○	○	○
a. 現在、県内の事業所で生産している製品に替えて又は加えて新製品の開発又は製造を行う計画であること	a～dのいずれか1つに該当すること	a～dのいずれか1つに該当すること	/	/
b. 既存の生産品目において新技術の導入・生産効率化等により生産量を10%以上増加させる計画であること				
c. 発注元の変更に伴い製品の仕様等を変更して生産を継続する計画であること				
d. 製造業以外の業種（※注）に事業の一部又は全部を転換する計画であること				
県内に事業所が所在する製造業が事業の一部又は全部を廃止する場合で、その従業員を引き継いで事業を継続又は新たな事業（※注）を行うこと	/	/	○	○
設備投資額	1億円以上	3千万円以上	1億円以上	3千万円以上
雇用維持（又は他社から受入）する従業員数	100人以上	3人以上	100人以上	3人以上
市町村の支援（補助金等の交付）があること	○	/	○	○
7年間の雇用維持努力義務（正規職員）	○	○	○	○
1年間の雇用維持義務（正規職員）	○	○	○	○

（※注）「鳥取県経済成長戦略における戦略的推進分野」に係る事業、「鳥取県地域産業活性化基本計画における集積目標業種」に係る事業又はそれらに関連する周辺産業（原材料の生産、製品の販売・修理等）で著しい雇用を行うことが期待される事業に限る。

- 補助率 投下固定資産額 × 10%（鳥取県経済成長戦略における戦略的推進分野のうち「環境・エネルギー分野」「次世代デバイス分野」「バイオ・食品関連産業」に係る事業を行う場合は15%）
*製造業で投下固定資産額が20億円以上の場合、20億円を超える部分については5%加算
- 限度額 新事業計画に基づく事業に従事する従業員数が
3人以上の場合:3千万円～300人以上の場合:30億円(支払いは年間10億円が上限)
- 交付方法 補助金の交付は計画認定日から1年後又は投資完了日のいずれか遅い日において雇用人数が計画認定時点よりも減少していないことを確認したうえで交付する。
- 認定期間 平成23～24年度
- その他 正規雇用創出奨励金については対象外

<問い合わせ先> 県産業振興総室（0857-26-7699）

【融資】工場適地で工場の新增設に融資

【H23年度拡充】企業立地促進資金

1 制度概要

県内の工業団地等に工場等の新設、増設又は移転を行う企業に対して、その必要な資金の一部を融資します。（平成21年4月以降の事業認定分から、計画段階での融資実行が可能となりました。）

2 昨年度との変更点

融資対象者に「雇用維持企業再構築支援補助金」（P1）の計画認定企業を追加。

3 融資対象者

製造業、電気業、ガス業、ソフトウェア業、機械設計業、デザイン業、自然科学研究所、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業、研究開発型企業を営むものであって、次の要件を満たし、かつ、当該新設、増設及び移転に対し知事の認定を受けたもの。

4 融資条件

区分	要件	対象施設等	限度額
工場等の新增設	新規雇用者数 【県内中小企業】3人以上 【その他】10人以上	土地、建物及び償却資産	50億円 (投資額、雇用増人数による)
工場等の移転	投資額 1億円以上		
雇用維持企業再構築支援補助金認定分	左記の補助金の認定を受けること	土地、建物及び償却資産	3億円
ソフトウェア業、研究開発型企業等	新規雇用者数 5人以上	施設又は設備・備品取得費	4億円 (経費、雇用増人数による)
		施設又は設備・備品事業開始から1年間の賃借料	3千万円
運転資金	企業立地事業補助金の申請又は雇用維持企業再構築支援補助金の認定	人件費、その他操業に必要な経費	1億円

- 利率：保証付年1.43%以内 保証なし年1.68%以内（変動）
※保証付の場合、0.45%～1.45%の保証料が別途必要です。
- 期間：運転資金 10年以内（据置2年以内含む）
設備資金 15年以内（据置2年以内含む）
- その他：金融機関の定めによります。

5 融資取扱金融機関

県内に店舗を有する銀行、信用金庫、株式会社商工組合中央金庫、信用農業協同組合連合会、信用漁業協同組合連合会、鳥取いなば農業協同組合、鳥取中央農業協同組合、鳥取西部農業協同組合

<問い合わせ先> 各市、県産業振興総室、中部・西部・日野総合事務所県民局

【補助】工場等の新增設に補助

企業立地事業補助金

1 制度概要

県内の工業団地等に工場又は事業所を新・増設する企業に対し、補助金を交付します。

2 補助対象者

次の要件を満たす企業であって、補助事業についてあらかじめ、知事の認定を受けた者。

(1) 次のいずれかの土地に立地すること。

- ① 地方公共団体又はそれらが50%以上出資している法人が取得又は造成した工業団地
- ② 工場立地法の規定による工場適地
- ③ 農村地域工業等導入促進法に規定する工業等導入地区
- ④ 都市計画法に規定する工業地域及び工業専用地域
- ⑤ 市町村長と協議して、あらかじめ知事が選定した土地

(2) 次のいずれかの事業を営むこと。

- ① 製造業その他知事が地域経済の活性化に寄与すると認める事業
※ 地域経済の活性化に寄与すると認める事業は、市町村長との協議に基づきあらかじめ知事が選定した事業
- ② 自然科学研究所、技術者研修所
- ③ ソフトウェア業、デザイン業、機械設計業その他知事が産業の高度化に寄与すると認める事業（研究開発型事業、インターネット付随サービス業）
- ④ 情報処理・提供サービス業

(3) 上記(2)の業種ごとに下表に定める補助要件を満たす計画を有すること。

(4) 環境保全について適切な措置を講じること。

3 補助率及び補助金額等

区分	業種	補助基準	補助金額
I	製造業、その他知事が必要と認めた事業 (農水産事業に係る原材料設備投資含む)	投資額：1億円超 (県内中小製造業は3,000万円超) 雇用増：常雇10人以上 (県内中小製造業は3人以上)	投資額の 10% ～15%
II	自然科学研究所・技術者研修所	投資額：3,000万円超 雇用増：技術者5人以上	投資額の 20%
III	ソフトウェア業・機械設計業・デザイン業・研究開発型企业	投資額：3,000万円超 雇用増：技術者5人以上	投資額の 10%
IV	情報処理・提供サービス業	投資額：3,000万円超 雇用増：含パート20人以上	投資額の 10%

※ 補助金額には、業種、投資規模、雇用増の数に応じて限度額が設定されています。

※ 一定の条件を満たす場合は、補助金の加算もあります。

【参考】鳥取県企業立地等事業助成条例に基づく支援の概要（H23.6改正案）

		製 造 業 その他知事が必要と認めた事業				自然科学 研究所、技 術者研修 所	ソフトウェア 業、機械設 計業、デザイ ン業	情報処理・ 提供サービ ス業	
補助要件	投資額	20億円超				1億円超 ※県内中小企業 は3千万円超	3千万円超	3千万円超	3千万円超
	※投下固定資産額(A) +リース料等 (5年間分)	投下固定資産額 140億円超	投下固定資産額 70億円超	投下固定資産額 20億円超	投下固定資産額 20億円以下	※新增設事業の実施者が、農林水産業に係る原材料を自ら生産する場合には、その生産設備(建物等)の取得に要する費用の額も投資額に含む。			
補助金額	増加する常時 雇用労働者数	100人以上	50人以上	30人以上		10人以上 ※県内中小企業 は3人以上	技術者等 5人以上 ※県内中小企業 は3人以上	(含パート) 20人以上	
	投下固定資産額 (空工場改修費 を含む。)	(A-20億円)×15%+2億円			A×10%	A×10%	A×20%	A×10%	A×10%
	リース料	操業開始から1年間のリース料の50/100							
	補助金限度額	30億円	20億円	10億円		2億円	10億円	10億円	2億円
加算措置 (対象・補助金額・ 限度額)	<p>●CO2排出量削減効果のある設備への投資 <small>・[環境省の温室効果ガス自主削減目標設定に係る設備補助事業の交付決定事業又は経済産業省の新エネルギー等事業者支援対策事業補助金の交付決定事業が対象]</small> 当該設備に係る投下固定資産額の1/3（限度額2億円） ※この場合、当該固定資産額は他の項目の補助対象としない。</p> <p>●鳥取県経済成長戦略における戦略的推進分野、先進的技術、県内の資源を活用する事業、著しい雇用増を伴う事業で、知事が特に認めたもの。 投下固定資産額の5/100と操業開始から1年間のリース料の25/100の合計額(限度額10億円)</p> <p>●低炭素型産業(経済産業省の低炭素型雇用創出産業立地推進事業費補助金の交付決定事業が対象) 当該投下固定資産額の5/100(限度額10億円) ※国補助金の交付決定対象経費に限る。</p> <p>●東日本大震災による被災又は福島原発事故の影響で操業が困難となっている工場等の移転(事業の一部移転も含む。) 投下固定資産額の10/100と操業開始から1年間のリース料の50/100の合計額(限度額10億円)</p> <p>●大規模災害の発生地域又は今後発生の懸念がある地域にある工場等がある場合、事業活動の継続性を高めるために行う県内への新增設事業 <small>[現工場等がある対象地域]</small> ・東京電力、東北電力管内の地域 ・今後30年以内に震度6弱以上の揺れに見舞われる確率が26%以上とされている地域 投下固定資産額の5/100と操業開始から1年間のリース料の25/100の合計額(限度額10億円)</p> <p style="color: red;">※上記の加算が複数なされる場合の加算額の合計は20億円を限度とする。(リース料は100/100を上限とする。)</p>								
交付方法	単年度の補助金交付額は、10億円を限度とする。								

【補助】専用通信回線利用事業所の新設に補助

情報通信関連雇用事業補助金

1 制度概要

県内に事業所を設置（既に県内に当該事業を営む者が事業の拡張をする場合を含む。）する情報通信関連企業に対し、補助金を交付します。

2 補助対象者

次の要件をすべて満たす事業所を新設する企業であって、当該事業に対して知事の認定を受けた者。

- (1) 専用通信回線を利用して業務を行うこと。
- (2) 次のいずれかの事業を営むこと。
 - ① 情報処理・提供サービス業（コールセンター等）
 - ② ソフトウェア業、デザイン・機械設計業、自然科学研究所、その他知事が産業の高度化に寄与すると認める事業（研究開発型事業）
- (3) 鳥取県内に新たに事業所を設け（既存企業が事業を拡張する場合を含む）、補助事業計画に基づき施設の整備と雇用を確保して営業を行うこと。

<新規雇用条件>

業 種	新規雇用者数
情報処理・提供サービス業(コールセンター等)	20名 (パートタイムを含む)
ソフトウェア業、デザイン・機械設計業、自然科学研究所、その他産業の高度化に寄与するものとして知事が別に定める業種	デザイナー及び科学技術に関する研究者：5名

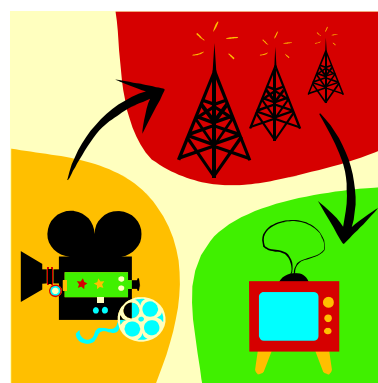
※新規雇用者の対象は、県内に住所を有する方に限ります。

※既に県内で当該事業を営む者が事業を拡張する場合は、この要綱が適用される初回の拡張事業を補助の対象とする。

3 補助率及び補助金額等

- (1) 補助率：1/2以内
- (2) 補助対象経費：専用通信回線使用料及び借室料
- (3) 金 額：
(専用通信回線使用料) 2,000万円以内/年
(借室料) 1,200万円以内/年
- (4) 補助対象期間：操業から5年間
※補助金は1年ごとの実績により交付されます。

※コールセンターとは、電話及びコンピューターと専用通信回線を利用して、集約的に顧客サービス（相談・案内・調査・受発注・管理・運用）等の業務を行う施設。



<問い合わせ先> 県産業振興総室 (0857-26-7220)

【補助】総務・会計等を行う事業所の新設に補助

事務管理部門雇用創出事業補助金

1 制度概要

県内で新たに事務管理業務を行う企業に対し、補助金を交付します。

2 補助対象者

県内において、一般的な知識・経験に基づいた総務・企画・会計などの事務管理業務を新たに行う企業、または委託を受けて事務管理業務を新たに行う企業で、当該事業の実施について知事の承認を受けた者。

<対象となる業務>

一般事務	総務事務、企画・調査事務、受付・案内事務、秘書事務、一般事務
会計事務	現金出納事務、予算・経理事務、その他の会計事務
事務用機器操作事務	事務用機器操作事務

<新規雇用条件>

常用雇用者5名以上（うち県外からの転入者は2名以内）

3 補助率及び補助金額等

補助対象経費	① 人件費（鳥取県に住所を有し、事務管理業務に6ヶ月以上従事した常用雇用者。なお、短時間労働者は除きます。） ② 通信料 ③ 借室料及び設備機器リース料
補助金額	① 人件費：新規常用雇用者1人につき50万円 ②～③ 通信料、借室料及び設備機器リース料の1/2
補助限度額	① 人件費：5,000万円（5年間で100人を上限） ・認定した事業の範囲内、かつ2年目以降は前年と比較して増加した者について補助。 ② 通信料：500万円（1年間につき） ③ 借室料及び設備機器リース料：1,000万円（1年間につき） ※①～③とも1年間ごとの実績払い
補助期間	5年間

<問い合わせ先> 県産業振興総室（0857-26-7699）

【支援】県内への企業立地に対する支援

企業立地促進法における支援制度

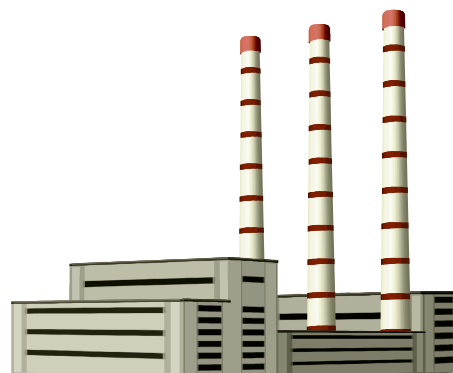
1 制度概要

鳥取県地域産業活性化基本計画（※）に基づき、県内企業者が企業立地計画を作成し、県知事が認定することで、特別償却制度の適用、不動産取得税（県）及び固定資産税（市町村）の減免又は免除等を要件に応じて活用することができます。

※計画期間…平成19年度から23年度まで

2 対象者

鳥取県地域産業活性化基本計画に基づき、企業立地計画の認定を受けた企業（最低投資額要件、税制支援対象業種は次頁参照）



企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律

地域の特性・強みをいかした企業立地促進等を通じ、地域経済活性化の実現を目指す

法律の概要

平成19年6月11日施行

- ①地域の強みを活かした総合的な計画
- ②広域連携をする関係者の強い合意による「地域独自の意欲的な取組」を支援することで「多様な産業集積」を全国的に形成。

国：「基本方針」

協議 ↑ ↓ 同意

都道府県及び市町村：「基本計画」

※市町村・都道府県、地元商工団体、大学 その他研究機関等で地域産業活性化協議会を構成

申請 ↑ ↓ 承認

事業者：「企業立地計画」
「事業高度化計画」

基本計画の内容

当該地域における特徴的な産業集積に関する条件

- 地域に存在する企業
- 道路、港湾、工業用水等の産業インフラ
- 高度かつ専門的な知見・技術シーズを有する大学、研究機関
- 大学、高専、専門学校等の地域を担う人材の育成機関
- その他

+

自治体のコミット

- 工場用地や事業所用地の確保、道路、港湾等のインフラ整備
- 事業者の立場に立った、各種規制の迅速な対応
- 高度な知識や技術を有する人材の育成
- その他

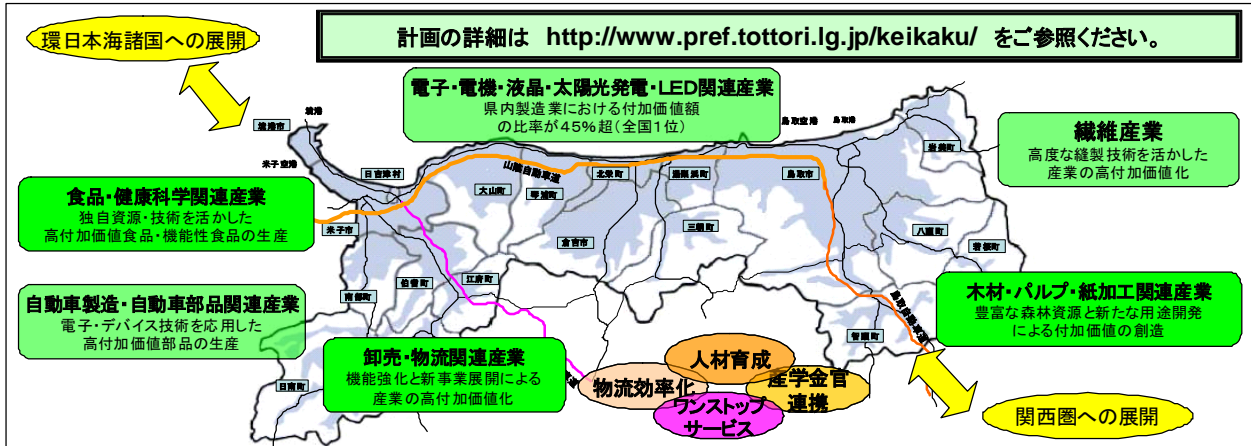
「基本計画」(地域の産業集積に向けた5年計画)

- 集積を促進する産業及び地域
- 製造品出荷額や企業立地件数等の成果目標
- 目標達成に向けた具体的な取り組み

鳥取県地域産業活性化基本計画の概要 (H22.3.25変更分)

- 1. 集積区域** 鳥取県全域 (自然公園等を除く)
- 2. 集積業種**
電子・電機・液晶・太陽光発電・LED関連産業、
自動車製造・自動車部品関連産業、
繊維産業、食品・健康科学関連産業、
木材・パルプ・紙加工関連産業、卸売・物流関連産業
- 3. 集積区域における集積業種に係る成果目標**
(目標年次:平成23年度)
○付加価値増加額 315億円 (←273億円)
○製造品出荷額増加額 1,067億円 (←883億円)
○企業立地件数 74件 (←70件)
○新規雇用創出数 3,339人 (←3,058人)

- 4. 新たに盛り込んだ主な事業**
○鳥取県経済成長戦略に基づく、環境エネルギー分野やエコカー関連分野の推進
○国際物流の効率化及び環境整備に向けた取組
・北東アジア国際物流戦略
○県内企業の製品付加価値向上のための技術支援
・県内企業のLED関連製品の創出支援
・次世代液晶産業クラスター形成のための研究開発支援
・戦略的農商工連携促進ファンド
○円滑な企業立地及び事業高度化のための事業環境の整備
・戦略的推進分野関連企業等の誘致に対応した補助制度の拡充
・農商工連携における「地域産業7ユーザー」を活用した先進的取組支援
○広域連携による産業集積の促進
・エコカー関連産業、LED関連産業、機能性食品関連産業の販路開拓、育成支援等の取り組み



企業立地促進法における優遇助成制度

鳥取県

県地域産業活性化基本計画 (5ヶ年計画、H24年3月末まで)

申請(着工前)

基本計画との適合性を審査 (企業立地計画の要件)

- 県基本計画の集積業種・工場等の建物を新増設
- 集積区域内での新増設実現可能性
- 県基本計画の終期(H24.3末)を超えないことほか

承認

企業立地計画 事業高度化計画

企業立地計画 承認通知書

事業者着手

課税の特例 (企業立地計画の施設の特別償却)

(償却率上限と最低投資額要件)

- 建物及びその付属施設: 8%
取得価額の合計額が5億円以上
→食料品製造業等(下掲のうち追加業種)は5千万円以上
- 機械及び装置: 15%
1台(基)1千万円以上で総額が3億円以上
→食料品製造業等(下掲のうち追加業種)は1台(基)5百万円以上で総額が4千万円以上

(その他要件)

- 事業高度化に資するもの(=新製品等の製造設備、生産性を向上させる設備)
- 平成23年3月31日までに供用開始されたもの
- 県基本計画の集積業種で、かつ政令指定業種のみ対象

～政令指定業種(日本標準産業分類)～

11繊維工業、12衣服・その他の繊維製品製造業、17化学工業、23鉄鋼業、24非鉄金属製造業、26一般機械器具製造業、27電気機械器具製造業、28情報通信機械器具製造業、29電子部品・デバイス製造業、30輸送用機械器具製造業、31精密機械器具製造業

【追加業種】 09食料品製造業、10飲料・たばこ・飼料製造業、13木材・木製品製造業、14家具・装備品製造業、15パルプ・紙・紙加工品製造業、49各種商品卸売業、51飲食料品卸売業、5211木材・竹材卸売業ほか

中小企業信用保険法の特例

特別保証枠の設定が可能

一般保証(限度額2億8千万円)とは別枠で保証(限度額2億8千万円)を利用可能

対象: 普通保険、無担保保険、特別小口保険

保証料率: 一律0.85%

※一般保証の保証料率は企業の業況により1.90%~0.45%までの9段階

地方税の課税免除等 (企業立地計画の施設)

電子、自動車、食品健康科学関連の自然科学研究所も対象

不動産取得税(県)及び固定資産税(市町村)の減免(土地・家屋)

(要件) 土地・家屋の取得価額が2億円超、食料品製造業等は5千万円超

- 土地については取得から1年以内に家屋の建設に着手することが必要
- 土地は、対象家屋の対象部分の垂直投影面積が対象
- 固定資産税については減免制度の条例を制定している市町村に限る
- 県基本計画の集積業種で、かつ総務省令指定業種のみ対象

工場立地法の特例

緑地等面積率の規制緩和(計画期間内限定)

計画で指定する「企業立地重点促進区域」において市町村が独自に条例で緑地面積率等を緩和

※通常の緑地等面積率25%

<問い合わせ先> 県産業振興総室 (0857-26-7220)

【補助】正規雇用補助

働くぞ！頑張る企業を応援する鳥取県正規雇用創出奨励金

1 助成概要

県内において、一定の計画の下に着実に正規雇用の純増を行っていくことが見込まれる企業に対し、奨励金が支給されます。

2 主な要件

- ① 次のいずれかの認定又は承認を受けた事業主
 - ・鳥取県企業立地事業補助金の認定事業者
 - ・企業立地促進法に基づく企業立地計画等の承認事業者
 - ・中小企業新事業活動促進法等に基づく経営革新計画の承認事業者
 - ・鳥取県情報通信関連雇用事業補助金の認定を受けた事業者
 - ② 雇用保険の適用事業所で賃金台帳、労働者名簿、出勤簿等の法定帳簿類を備え付け、県の要請により提出する事業主
 - ③ 雇い入れる労働者が次のすべての要件を満たしていること
 - ・新規に正規雇用者として雇い入れられた雇用保険の被保険者で、県内在住の者
 - ・対象事業主要件の認定を受けた日から平成24年3月末までの間に新たに雇用された者
- ※事業所内における平成23年3月31日現在の雇用者（雇用保険の被保険者）数を基準人数とし、基準人数から純増した人数分が支給対象となります。
- ※正規雇用者とは、雇用期間の定めのない雇用者であって、1週間の所定労働時間が週30時間以上で同一の事業所に雇用される通常の労働者の1週間の所定労働時間と同程度である者。

3 助成金額

- 正規雇用者1人当たり100万円（6か月ごとに50万円支給）
- ※奨励金の申請は、6か月雇用後の実績による申請となります。
- ※事業集約等による県外からの転入者は半額支給となります。

【補助】人材確保、雇用拡大に補助

地域求職者雇用奨励金

1 助成概要

事業所の設置・整備に伴って雇用した人数及び設置・整備費用に応じて助成を受けられます。

2 主な要件

この奨励金の対象は、事業所所在地が「鳥取市、若桜町、智頭町、岩美町、八頭町、倉吉市、三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町、境港市、伯耆町のうち旧溝口町、日南町、日野町、江府町」の地域に限られます。

- ① 事業所の設置・整備（300万円以上）に伴い3人（創業は2人）以上雇用すること。
- ② あらかじめ計画書を労働局に提出していること。
- ③ 雇用する労働者は当該地域の居住者であること。（新卒者、65歳以上の者、縁故者等は対象外）
- ④ 計画日から完了日まで当該事業所で事業主都合の解雇を行わないこと。
- ⑤ 原則として地域求職者雇用奨励金の支給を受けることができる事業主が、同一の事由により、他の国の助成金支給を受けていないこと。（国庫の併給禁止）

3 助成金額

○事業所の設置・整備費用に応じて40～900万円／年×3年間

○同意自発雇用創造地域の地域重点分野（※）に該当する事業主で、一定数以上の雇い入れを行う等の条件を満たした場合は、事業所の設置・整備費用に応じて40～900万円／年×最大5年間

※電子・電機・液晶関連産業、自動車部品関連産業、繊維関連産業、食品・健康科学関連産業及びマザー工場並びに事務管理関連分野の事業所。ただし、旧用瀬町など鳥取市の地域は観光産業や物産・ものづくり産業、起業化促進の分野になります。

<問い合わせ先> 鳥取労働局職業対策課、ハローワーク

【補助】大震災被災企業等に補助

大震災被災企業等操業継続支援事業（H23.6制度化予定）

1 助成概要

(1)被災企業等の一時的操業移転の支援

東日本大震災の被災企業が鳥取県内に一時的に事業移転・操業するために必要な初期費用の支援を行います。

(2)被災企業等の恒久的な移転への支援

今回の被災企業や、今後大規模災害の発生が懸念される地域の企業がリスク分散のために、鳥取県内に企業立地を行う場合に「企業立地事業補助金」の加算を行います。

2 制度の概要

1 対象企業

- 東日本大震災による被災又は福島原発事故の影響で現工場等での操業が困難になっている企業
- 大震災に伴う電力の使用制限により操業に支障をきたしている又は支障をきたす恐れがある東京電力・東北電力管内の企業で、鳥取県内に工場等を移転（事業の一部移転も含む。）又は新設する企業

<東京電力管内>

群馬県、栃木県、茨城県、埼玉県、東京都、千葉県、神奈川県、山梨県、静岡県※

<東北電力管内>

青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県

※：県域の一部

2 対象業種

製造業、ソフトウェア業、職員教育施設・支援業（技術者研修に限る。）、デザイン・機械設計業、自然科学研究所、情報処理・提供サービス業

3 支援内容

(1)一時的な移転に対する支援

◎被災企業等の資金ニーズにマッチした二段階の支援を実施

・移転完了後に一時金として奨励金を支払い、1年経過後に補助金（1年間の賃借料相当額から左の奨励金を控除した額）を支払う。

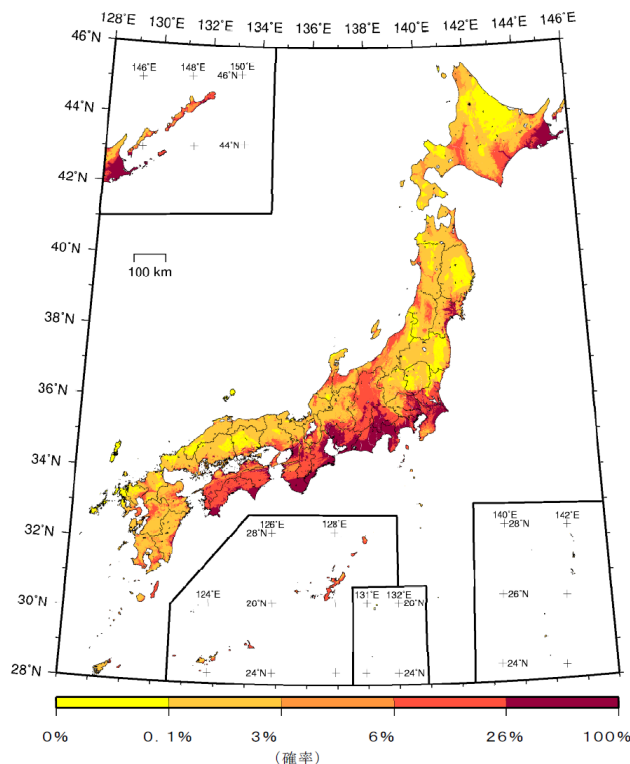
区分	(一段階)被災企業操業支援奨励金	(二段階)被災企業操業支援補助金
対象経費	①用地、工場、生産設備等事業活動に必要な設備等（パソコン・ソフトウェア等も含む。）の賃借料 ②機械装置等操業に必要な固定資産を鳥取県内へ移転するために要する費用 ※いずれも1年以上の賃貸借契約が対象 ③従業員の住居移転に係る費用及び従業員の住居借上げに係る敷金・礼金・保証料・1ヶ月分の家賃等の初期費用（本県の災害対策本部対応分を除く。）	①用地、工場、生産設備等事業活動に必要な設備等の賃借料 ※1年以上の賃貸借契約が対象
補助率	①工場・設備等の賃借料 賃貸借契約における4ヶ月分の賃借料相当額の10/10 ②装置等の移転費用 移転に係る輸送・移設費用の10/10 ③従業員の住居移転及び借上費用 引越費用及び敷金等の1/2	○工場・設備等の賃借料 工場等の賃貸借開始から1年間の賃借料相当額から左欄の奨励金において交付した工場・設備等の賃借料を控除した額の10/10
限度額	奨励金・補助金あわせて 5千万円	
従業員要件	移転する従業員（経営者も含む。）及び県内での新規雇用が3人以上であること。（情報処理・提供サービス業についてはパートを含み20人以上）	

(2) 恒久的な移転・新設に対する支援

企業立地事業補助金		
	1の(1)に該当する企業	1の(2)に該当する企業及び今後大地震の発生が懸念される地域(注)の企業
対象経費	用地、建物、償却資産の取得に要する経費	
補助率	(基本) 投下固定資産額の10/100、15/100 ※投資額、雇用増によって異なります。 1年分の賃借料の50/100 [限度額：最大30億円]	
	(加算1) 鳥取県経済成長戦略の戦略的推進分野などで知事が特に認めたもの。 投下固定試算額の5/100 1年分の賃借料の25/100 [限度額：10億円]	
	(加算2) 震災関連加算 (6月議会に条例改正案を提案予定)	
	投下固定資産額の10/100 1年分の賃借料の50/100 [限度額：10億円]	投下固定資産額の5/100 1年分の賃借料の25/100 [限度額：10億円]
限度額	補助金 最大50億円 (基本：30億円) + (加算1：10億円) + (加算2：10億円)	
投資額要件	製造業：1億円超 (鳥取県内に既に工場等がある場合は3千万円超) その他：3千万円超	
従業員要件	移転する従業員及び県内での新規雇用が次のとおりであること。 製造業：10人以上 (鳥取県内に既に工場等がある場合は3人以上) 情報処理・提供サービス業：パートを含み20人以上 その他：技術者等5人以上 (鳥取県内に既に事業所がある場合は3人以上。(6月議会に条例改正案を提案予定))	

(注) 今後大地震の発生が懸念される地域とは、地震調査研究推進本部地震調査委員会が作成した最新の「全国地震動予測地図」で、今後30年以内に震度6弱以上の揺れに見舞われる確率が26%以上とされている地域をいう。

「全国地震動予測地図」
(確率論的地震動予測地図)



今後30年以内に震度6弱以上の揺れに見舞われる確率(最大ケース)
(基準日：平成22年(2010年)1月1日)

<問い合わせ先> 県産業振興総室 (0857-26-7220)